
教育委員会規則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第1号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年高知県条例第69号)別表に規定する事務及び特定個人情報に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第85号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。